

**「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する  
これまでの議論の整理（中間まとめ）」  
において示された検討事項への対応状況等について**

令和5年9月22日

社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室

## 1. 生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者への自立支援のあり方

### (1) 生活困窮者自立相談支援事業の機能強化

#### ① 自立相談支援機関の機能強化

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 自立相談支援事業において、地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくこと。
- 自立相談支援事業の良質かつ多様な委託先を確保するため、好事例の把握等を進めながら、選定手続における外部の専門的知見を有する人材の活用や地域とのつながりといった観点も含め、ガイドラインを示すなど更なる方策を講じること。
- 生活困窮者自立支援制度の相談窓口や各種支援制度の存在等についての効果的な広報や認知、相談へのアクセスを高めていくための取組を一層進めていくこと（モデル的な好事例の把握やその横展開等、各機関の創意工夫を引き出す方策の検討）。
- 自立相談支援事業におけるICTの利用促進を図るための方策等。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### （自立相談支援事業の実施状況）

- 新規相談受付件数は約 35 万件（令和4年度速報値）。前年度に比べて減少しているものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大以前（令和元年度：約 25 万件）と比べて依然として高い水準。

###### （令和5年度社会福祉推進事業における調査研究）

- 下記①～③に関する自治体の先進的な取組を把握し、ガイドライン等を作成するための調査研究を実施中。
  - ① 良質かつ多様な委託先を確保するための委託先の選定方法
  - ② ICTを活用した効果的な支援の取組
  - ③ SNS等による効果的な制度の広報

###### （令和6年度概算要求における対応）

- 自立相談支援事業等の補助体系の見直し（支援実績加算や支援の質の評価に係る加算の創設等）を行うための予算を要求。

## 1. 生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者への自立支援のあり方

### (1) 生活困窮者自立相談支援事業の機能強化

#### ②関係機関との連携

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 支援会議について、将来的には全ての自治体での設置を目指しつつ、当面は、努力義務化する方向で検討を進めていくこと。その際は、支援会議を設置していない自治体が現時点で多数存在している背景や理由等を更に十分に把握等していくこと。その上で、その設置を促進していく上で効果的な方策や、必要な環境整備等についても、並行して引き続き検討していくこと。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (支援会議の設置状況)

- 支援会議を設置済みである又は設置を予定している自治体は約 42%（令和3年度）。

###### (支援会議未設置自治体への調査)

- 令和6年度までに支援会議を設置する予定がないとしている 438 自治体（約 48%）に対し、その理由・背景等に関する調査を実施（令和5年3月）。
- 調査の主な結果は以下のとおり。
- ・ 支援会議を設置しない理由として、約 84%の自治体が「既存の体制で関係機関との連携が取れている」と回答。
  - ・ 支援会議を設置していない自治体においても、約 86%の自治体で、生活困窮が疑われる者について関係機関と情報共有をしたり必要な支援体制について検討をしたりする機会が「あった」と回答。
  - ・ 支援会議を設置するために必要な国・都道府県からの支援としては、「ガイドライン等の文書による設置方法の明確化」や「ノウハウや事例の提供」といった回答が多い。
  - ・ これらの支援があれば支援会議を設置する意向が「ある」又は「検討したい」と回答した自治体は約 77%。

## 1. 生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者への自立支援のあり方

### (2) 被保護者に対する自立支援

#### ① ケースワーカーの役割及び関係機関との連携

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者について、関係機関間での役割分担を明確化した上で、被保護者の援助に関する計画を作成できるようにすることや、計画の作成を始め、関係機関との間で多角的なケース検討に基づく支援の調整や情報共有を十分に行えるようにするため、生活困窮者自立支援法や社会福祉法に基づく支援会議の例を参考に、会議体を設置できるようにする方向で検討を進めていくこと。
- 計画や会議体については、導入の目的も踏まえつつ、計画に記載すべき事項、会議体の運営方法、被保護者の同意のあり方を含め、どのような運用上の工夫をすべきか等、制度化に向けて具体的な検討を進めていくこと。
- 計画の作成や会議の開催に当たり、事務を実施するケースワーカーや自治体の業務負担に配慮する観点から、制度上の取組を求める程度や、社会福祉法上の支援会議等の既存の取組をどこまで活用することが可能かといった点についても、各種の取組事例等も踏まえつつ検討を進めていくこと。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (令和5年度社会福祉推進事業における調査研究)

- 「福祉事務所における新たな支援に係るケースワーカーと関係機関との効果的な連携方策のあり方に向けた調査研究」において、
  - ① ケースワーカーと関係機関の連携に関する現状と課題等を把握すること
  - ② 関係機関間での役割分担を明確化した被保護者の援助に関する計画の効果的な策定方法や、関係機関との間で支援の調整や情報共有を行うための会議体の設置運営方法を整理することを目的とし、会議に諮る対象ケース（困難事例の特徴）や会議の運営方法、計画に記載すべき項目等の課題把握の調査研究を実施中。本調査研究の実施状況を踏まえ、令和6年度は福祉事務所における他機関連携支援体制構築の先行実施を行う。

###### (令和6年度概算要求における対応)

- 福祉事務所における他機関連携支援体制構築の先行実施のために必要な予算を要求。

###### (計画や会議に係る検討)

- 計画や会議の制度上の取組を求める内容や社会福祉法上の支援会議等の既存の取組の活用可能性については、検討を進めている。

## 1. 生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者への自立支援のあり方

### (2) 被保護者に対する自立支援

#### ② 自立支援プログラム等の各種事業

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 自立支援プログラムにおける経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つの自立の概念について、今一度、その趣旨や内容をしっかりと浸透させていくことが重要。
- 日常生活自立や社会生活自立についても、自立支援プログラムを活用した自立支援の取組を促し、プログラムを策定している自治体やプログラム数を増加させるなど、被保護者への支援の充実を図っていくこと。
- KPIの設定に関して、経済的自立だけではなく、3つの自立の概念を念頭に置いた設定となるように検討していくこと。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (自立支援プログラム等の推進)

- 自治体向けの各種会議等において、日常生活自立、社会生活自立を目的とした自立支援プログラムの策定状況を提示し、取組を促進するとともに、「日常生活自立・社会生活自立の支援プログラムの事業実施にあたっての課題について」等のテーマで意見交換を行い、3つの自立の概念の趣旨や内容の浸透を図る。

###### (「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」での目標値の設定)

- 「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」(令和4年12月22日 経済財政諮問会議決定。以下「改革工程表」という。)において、新型コロナウイルス感染症の感染が収束し、就労を巡る環境が回復することを前提として、引き続きこれまでの目標値を継続。
  - ① 就労支援事業等の参加率を2025年度までに65%とする ⇒ 実績 49.1% (2021年度)
  - ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2025年度までに50%とする ⇒ 実績 36.2% (2021年度)
  - ③ 「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)を2025年度までに45%とする ⇒ 実績 34.0% (2021年度)  
また、改革工程表において、経済的自立だけでなく、3つの自立を念頭に置いた新たなKPIを設定した。
  - ④ 就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合を2025年度までに26%とする ⇒ 実績 21.6% (2021年度)
  - ⑤ 就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合を2025年度までに28%とする ⇒ 実績 25.6% (2021年度)

## 2. 就労支援のあり方

### (1) 生活困窮者に対する就労支援

#### 【中間まとめで示された検討事項】

##### <生活困窮者に対する就労支援全般について>

- 地域職業能力開発促進協議会への生活困窮者自立支援制度担当部局の参画の推進を始め、労働関係施策や障害者への就労支援等の関連制度との連携を進めていくこと。

##### <就労準備支援事業について>

- 必須事業化する方向で検討を進めていくこと。その際は、事業を実施していない自治体が現に存在している背景や理由等を更に十分に把握等していくこと。その上で、例えば、当該自治体管内の支援ニーズが少なかったり、社会資源が限られていたりするような小規模自治体に対しては、広域連携による事業の実施に向けた支援を行うなどの必要な環境整備について、並行して検討を進めていくこと。
- 事業の質の向上を図っていくための取組を講じていくこと。
- 事業の利用促進に向けて、事業利用時の交通費負担を軽減する仕組みについても引き続き検討していくこと。

##### <認定就労訓練事業について>

- 制度そのものや税制優遇、助成金等の経済的支援のより一層の周知・広報、優先調達の仕組みの活用促進等を行っていくこと。また、認定手続を簡素化するとともに、ニーズを踏まえた受入企業の開拓からマッチング、就労後の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップまで一貫して行うことができる体制を整備していくこと。

#### 【検討事項への対応状況等】

##### <生活困窮者に対する就労支援全般について>

- 都道府県の生活困窮者自立相談制度担当部局に対し、地域職業能力開発促進協議会への積極的な参画を依頼する事務連絡を发出（令和4年8月26日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡。令和4年度参加実績は2県。）。
- 国において開催する中央職業能力開発促進協議会に社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長が参画。

## ＜就労準備支援事業について＞

### （就労準備支援事業の実施状況）

- 令和4年度（7月時点）の実施率は約77%。

### （就労準備支援事業の未実施自治体への調査）

- 令和6年度までに事業を実施する予定がないとしている106自治体（約12%）に対し、その理由・背景等に関する調査を実施（令和5年3月）。
- 調査の主な結果は以下のとおり。
  - ・ 事業を実施しない理由としては、「利用ニーズが少なく事業化しにくい」との回答が最も多い（約56%）。
  - ・ 事業を実施していない自治体のうち、約76%の自治体が、これまでに事業の対象者となりうるような相談者が「いた」と回答。
  - ・ 事業を実施していない自治体では、事業の対象者像として想定しているような相談者がいた場合には、「自立相談支援事業における就労支援」や「他の支援事業・支援機関につなぐ」といった対応を行っているが、このうち約半数の自治体が、このような他の対応では、支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことが「あった」と回答。
  - ・ 事業を実施していない自治体のうち、約87%の自治体が広域実施について「検討していない」と回答。
  - ・ 事業の実施に向けて必要な国・都道府県からの支援については、「ノウハウや事例の提供」や「委託先の開拓・調整等に関する支援」との回答が多い。また、「事業実施の法的根拠の明確化（必須事業化）」と回答した自治体は約35%。
  - ・ これらの支援があれば、事業を実施する意向が「ある」又は「検討したい」と答えた自治体は約82%。

### （令和6年度概算要求における対応）

- 下記を行うための必要な予算を要求。
  - ・ 支援実績加算や支援の質の評価に係る加算の創設等といった補助体系の見直し
  - ・ 就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みの創設
  - ・ 就労準備支援事業の実施予定がない自治体等に対する、事業の立上げ支援の強化

## ＜認定就労訓練事業について＞

### （認定就労訓練事業の実施状況）

- 認定件数は2,182件（令和4年度までの累計）、受入れ人数は551件（令和4年度）。

**(認定就労訓練事業の活用促進に向けた対応)**

- 経済団体に対し、事業の活用促進をSDGsの取組と関連付けて周知（令和5年1月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）。
- 令和5年4月1日から、申請書に法人番号を記載した場合には登記事項証明書の添付を省略する等、認定申請に係る添付書類を簡素化（生活困窮者自立支援法施行規則等改正）。
- 事業を行う事業所の受注機会の増大に関する取組事例等を再周知（令和5年4月17日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）。

**(令和6年度概算要求における対応)**

- 支援対象者と受入れ企業への支援を同時に行う「マッチング支援担当者」の設置を促進するため、福祉事務所設置市町村を中心としたモデル事業を実施するための予算を要求。



## 2. 就労支援のあり方

### (2) 被保護者に対する就労支援

#### ② 被保護者に対する就労インセンティブ

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 被保護者の就労の実態を踏まえ、就労による自立に向けた後押しとして、就労自立給付金の支給額の算定方法について、早期に保護が廃止された場合の最低給付額を引き上げるなどの就労期間に応じてメリハリを付ける見直しを行う方向で検討すること。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (令和6年度概算要求における対応)

- 就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労自立した際のインセンティブとして、就労自立給付金の算定方法を就労期間に応じてメリハリをつける見直しを行い、自立への意欲を喚起するために必要な予算を要求。

### 3. 家計改善支援等のあり方

#### (1) 生活困窮者家計改善支援事業

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 家計改善支援事業を必須事業化する方向で検討を進めていくこと。その際は、家計改善支援事業を実施していない自治体が存在している背景や理由等を更に十分に把握等していくこと。その上で、例えば、当該自治体管内の支援ニーズが少なかったり、社会資源が限られていたりするような小規模な自治体に対しては、広域連携による事業の実施に向けた支援を行うなどの必要な環境整備について、並行して検討を進めること。
- 事業の質の向上を図っていくための取組を講じていくこと。
- 生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護支援策との連携の強化を図っていくこと。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (家計改善支援事業の実施状況)

- 令和4年度（7月時点）の事業の実施率は約79%。

###### (家計改善支援事業の未実施自治体への調査結果)

- 令和6年度までに事業を実施する予定がないとしている82自治体（約9%）に対し、その理由・背景等に関する調査を実施（令和5年3月）。
- 調査の主な結果は以下のとおり。
  - ・ 家計改善支援事業を実施しない理由としては、「自立相談支援事業で対応可能」との回答が最も多く（約51%）、次いで「利用ニーズが少なく事業化しにくい」との回答が多い（約42%）。
  - ・ 事業を実施していない自治体のうち、約85%の自治体が、これまでに事業の対象者となりうるような相談者が「いた」と回答。
  - ・ 事業を実施していない自治体では、事業の対象者像として想定しているような相談者がいた場合には、「自立相談支援事業で対応」や「他の支援事業・支援機関につなぐ」といった対応を行っているが、このうち約半数の自治体が、このような他の対応では、支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことが「あった」と回答。
  - ・ 事業を実施していない自治体のうち、約90%の自治体が広域実施について「検討していない」と回答。
  - ・ 事業の実施に向けて必要な国・都道府県からの支援については、「ノウハウや事例の提供」との回答が多い。また、「事業実施の法的根拠の明確化（必須事業化）」と回答した自治体は約46%。

- ・ これらの支援があれば、事業を実施する意向が「ある」又は「検討したい」と答えた自治体は約 81%。

**(令和 6 年度概算要求における対応)**

- 下記を行うための必要な予算を要求。
  - ・ 支援実績加算や支援の質の評価に係る加算の創設等といった補助体系の見直し
  - ・ 家計改善支援事業の実施予定がない自治体等に対する、事業の立上げ支援の強化

### 3. 家計改善支援等のあり方

#### (2) 被保護者に対する家計改善支援等

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 被保護者が必要に応じて金銭管理支援を受けられる機会を確保することが重要である。この点に関し、日常生活自立支援事業との関係も踏まえた上で、どのような取組が必要か、自治体における状況も踏まえながら、引き続き検討すること。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (令和6年度概算要求における対応)

- 金銭管理能力に課題がある被保護者に対し、日常生活費の管理支援や口座振替などの手続き支援等を行うことにより金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図るために必要な予算を要求。

#### 4. 子どもの貧困への対応

##### (1) 子どもの学習・生活支援事業

###### 【中間まとめで示された検討事項】

- 不登校、ひきこもりやヤングケアラー等の個別の課題を抱える子どもへの個別かつ長期的な支援を行うため、学校等と連携したアウトリーチや、必要に応じて事業等の利用を促すための個別訪問による長期的関わり、オンライン等を活用した各種支援を推進していくこと。
- 引き続き中学生に対する高校進学に向けた学習支援等を推進するとともに、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討していくこと。また、本事業においてもこうした様々な課題への対応が適切に行われるよう、その取組を評価できる仕組みを検討すること。
- 加えて、高校生以上の世代に対して、特に中退防止・進路選択等の観点から、切れ目のない相談支援を更に推進するとともに、小学生に対する学習習慣育成のための支援を含め子どもや保護者の多様なニーズに応じた包括的な支援が行われるようにしていくこと。また、行政機関内の他部局や関連する他制度との連携をより一層強化するため、例えば、ガイドラインを作成し、関係機関との連携の必要性を示すとともに、支援会議の活用等を含めて好事例を横展開していくこと。
- 児童福祉法の改正により、市区町村が設置に努めるとされた「こども家庭センター」と「子どもの学習・生活支援事業」等との適切な連携が進むよう検討すること。

###### 【検討事項への対応状況等】

###### (子どもの学習・生活支援事業の実施状況)

- 令和4年度（7月時点）の子どもの学習・生活支援事業の実施率は約66%。
- 学習支援はほぼ全ての自治体で行われている一方、生活支援は約69%、教育・就労に関する支援は約56%の実施率にとどまる（令和3年度実績）。

###### (令和5年度予算における対応)

- ヤングケアラーや不登校・ひきこもりの子ども等への個別かつ長期的な関わりを支援するため、学校等と連携したアウトリーチや、必要に応じて事業等の利用を促すための戸別訪問による長期的関わり、オンライン等を活用した各種支援を実施するための加算を創設。
- 子どもの学習・生活支援事業に従事する職員に対して国が実施する研修のカリキュラムを作成中。

**(こども施策との連携の推進)**

- こども家庭庁の設置（令和5年4月）も踏まえ、生活困窮者自立支援制度の各種事業と、「こども家庭センター」などのこども施策との連携を促す通知を発出（令和5年8月25日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課長、家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）。

#### 4. 子どもの貧困への対応

##### (2) 生活保護受給中の子育て世帯全体への支援

###### 【中間まとめで示された検討事項】

- 生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、世帯の状況に応じて、ケースワーカーによる支援を補うために、訪問等により、学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施する方向で検討を進めていくこと。
- 学習支援費の更なる活用を図るため、福祉事務所から学習支援費の支給対象世帯に対して制度の活用に向けた周知が適切に行われるよう改めて徹底するとともに、支給対象となりうる子育て世帯等に対する制度の事前の周知・広報にも積極的に取り組んでいくこと。

###### 【検討事項への対応状況等】

###### (令和6年度概算要求における対応)

- 教育分野の専門知識や経験を有する者が、訪問等により、学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する必要な情報の提供及び助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る事業の予算を要求。

###### (学習支援費に係る通知の発出等)

- 「学習支援費の実費支給に関する留意事項について」(令和4年12月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)を発出し、学習支援費の実費支給についての活用における留意点、対象者への周知徹底について、改めて自治体向けに周知を実施。
- また、「学習支援費の周知状況等の把握について」(令和5年6月8日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)を発出し、学習支援費の周知状況について自治体に調査を実施。
  - ・ 有効回答のあった福祉事務所1,202か所中(令和5年9月8日時点)、生活保護受給世帯への学習支援費に関する「案内(周知)を実施済み(※実施予定含む)」が1,146か所(95.3%)、「案内(周知)の実施予定がない」が56か所(4.7%)であった。
  - ・ 「案内(周知)の実施予定がない」理由としては、「対象者がいない」ことなどが挙げられており、対象者がいる福祉事務所においては、ほぼ全ての福祉事務所において「案内(周知)を実施済み」であることが確認された。

#### 4. 子どもの貧困への対応

##### (3) 生活保護受給世帯の子どもが高校卒業後に就職する場合の対応

###### 【中間まとめで示された検討事項】

- 生活保護受給世帯の子が高等学校等を卒業した後に就職し、一人暮らしのために世帯から独立したり、世帯全体で保護が廃止されたりするような場合に、新生活の立ち上げ費用を補うため、高卒就職者であれば初任給等の就労収入があることも考慮要素の一つとしつつ、就労自立給付金の支給要件を見直し、一時金を支給できるようにする方向で、制度化に向けた実務的な検討を進めていくこと。

###### 【検討事項への対応状況等】

###### (令和6年度概算要求における対応)

- 高等学校等を卒業し就職する者については、新生活の立上げ費用の支援がないため、大学等に進学する場合の進学準備給付金との均衡を図る観点から、新生活の立上げ費用に係る一時金を支給するための予算を要求。



## 4. 子どもの貧困への対応

### (4) 大学等への進学への支援

#### 【中間まとめで示された検討事項】

- 生活保護制度においても、大学等への進学を支援するため、進学準備給付金の支給に加え、世帯分離をして大学等に通う場合に住宅扶助を減額しない措置や、被保護者家計改善支援事業等で引き続き支援すること。これに加え、大学等への進学を更に支援する観点から、高校生のアルバイト収入等を認定する際に除外する範囲に進学前に納付する費用である前期授業料等を含めることも考えられる。
- 生活保護を受給しながら大学等に進学することについては、大学進学後の生活費の支援は生活保護世帯及び一般世帯に共通する課題であることを踏まえ、生活保護制度の内と外を横断するような形で、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育に関する政策の中で幅広く検討すべき。
- 生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、世帯の状況に応じて、ケースワーカーによる支援を補うために、訪問等により、学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施する方向で検討を進めていく必要がある。特に修学支援新制度の存在を認知しないまま本人の進路選択が行われることのないよう、文部科学省と連携し、周知を行っていくことが重要である。

#### 【検討事項への対応状況等】

##### (通知の発出等)

- 実施要領を改正し、大学等の前期授業料相当について収入認定除外となる運用を令和5年4月1日から開始した。
- 文部科学省から発出した、高等教育の修学支援新制度等の周知等に関する通知（「経済的な理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和5年2月1日付け文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長通知））を引用しつつ、一時的に生活に困窮する大学生等から保護に関する相談があった際に適切に対応するよう周知を実施（「一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）」（令和5年2月1日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡））し、その中で、病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、日本学生支援機構による奨学金の給付や貸与を受けている場合、休学の時点で奨学金の休止手続きを行った上で、復学時に奨学金の支給を再開する仕組みがあることを周知。併せて、高等教育の修学支援新制度も含めた大学等への進学への支援方策の周知に関する自治体の取組に関して、情報収集を行う。
- 関係省庁と連携して、高等教育の修学支援新制度等の周知を図るとともに、生活保護制度における進学準備給付金等の仕組みと合わせて、大学等への進学への支援に取り組む。

## 5. 居住支援のあり方

### (1) 生活困窮者への居住支援

#### ①生活困窮者一時生活支援事業等

##### 【中間まとめで示された検討事項】

###### <一時生活支援事業について>

- 従来の運用を見直し、シェルター事業の実施にかかわらず、地域居住支援事業の実施を可能としていくこと。あわせて、地域居住支援事業の支援内容の一定の標準化や支援員の質の担保を行うため、例えば、標準的に取り組むべき支援内容の明確化や専門職員の配置等を進めていくこと。
- 生活困窮者には、住居があっても様々な要因により緊急一時的な居所確保を必要とする場合や、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合等が想定され、これらの者に対しても、新たな仕組みの創設又は既存事業の運用改善等により、相談機関等と連携して緊急一時的な居所確保の支援を行えるようにする方向で検討していくこと。
- これらの改善を図った上で、シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方を実施することを努力義務化する方向で検討を進めていくことも考えられる。また、その際は一時生活支援事業の名称について、適切な事業名への変更も併せて考えていくことが重要。
- 努力義務等の制度化の検討に当たっては、現時点で本事業を実施していない自治体が多数存在している背景や理由等を更に十分に把握等していくこと。その上で、例えば、当該自治体管内の支援ニーズが少なかったり、社会資源が限られていたりするような小規模な自治体に対しては、広域連携による事業の実施に向けた支援を行うなどの必要な環境整備について、並行して検討を進めていくこと。

###### <その他生活困窮者への居住支援について>

- 居住の問題は、相談支援等のソフト面の施策だけではなく住宅供給等のハード面の施策との連携も重要になるため、公営住宅やセーフティネット登録住宅、居住支援法人等、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律を始めとする各種住宅施策や不動産事業者等、また、介護保険制度、障害福祉サービス等との連携も強化していくこと。
- 自治体において、関係部局等と連携しながら、管内の居住支援のニーズを把握していくことも重要であるとの意見もあった。

## 【検討事項への対応状況等】

### <一時生活支援事業について>

#### (一時生活支援事業の実施状況)

- 令和4年度（7月時点）のシェルター事業の実施率は約38%、地域居住支援事業の実施自治体数は54自治体。

#### (令和5年度予算における対応)

- 地域居住支援事業については、現行ではシェルター事業の実施を前提としているところ、令和5年10月より単独実施が可能とするよう運用を見直す。
- 一時生活支援事業に従事する職員に対して国が実施する研修のカリキュラムを作成中。

#### (令和6年度概算要求における対応)

- 緊急一時的な居所確保を必要とする生活困窮者を支援先・受入れ先に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業に加算を創設するための予算を要求。

#### (一時生活支援事業の未実施自治体への調査)

- 令和6年度までにシェルター事業の実施の予定がないとしている514自治体（約57%）及び地域居住支援事業の実施の予定がないとしている806自治体（約89%）に対し、その理由・背景等に関する調査を実施（令和5年3月）。
- 調査の主な結果は以下のとおり。
  - ・ 事業を実施しない理由としては、「利用ニーズが少なく事業化しにくい」との回答が最も多い（シェルター事業を実施していない自治体のうち約64%、地域居住支援事業を実施していない自治体のうち約46%）。
  - ・ シェルター事業を実施していない自治体のうち約68%の自治体、地域居住支援事業を実施していない自治体のうち約60%の自治体が、これまでにそれぞれの支援事業の対象者となりうるような相談者が「いた」と回答。
  - ・ 事業を実施していない自治体では、事業の対象者像として想定しているような相談者がいた場合には、「他の支援事業・支援機関につなぐ」といった対応や、地域居住支援事業の代わりに「自立相談支援事業における住まいに関する相談支援等」といった対応を行っているが、このうち約半数の自治体が、このような他の対応では、支援内容や支援効果等について困難や課題を感じたことが「あった」と回答。
  - ・ 事業を実施していない自治体のうち、9割以上の自治体が広域実施について「検討していない」と回答。
  - ・ 事業の実施に向けて必要な国・都道府県からの支援については、「ノウハウや事例の提供」や「委託先の開拓・調整等に関する支援」との回答が多い。

- ・ これらの支援があれば、事業を実施する意向が「ある」又は「検討したい」と答えた自治体はいずれの事業でも約7割。

#### ＜その他生活困窮者への居住支援について＞

##### （住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会）

- 住宅セーフティネットの機能を一層強化するため、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方を検討していく観点から、国土交通省及び法務省との合同事務局により議論を実施中（令和5年7月～）。

##### （令和5年度社会福祉推進事業における調査研究）

- 自治体が管内の居住支援ニーズを効果的に把握するための手法を明らかにする調査研究を実施中。

##### （令和6年度概算要求における対応）

- 住まいに関する総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援などのマネジメントを行うモデル事業を実施するための予算を要求。さらに、部会等での議論を踏まえて予算対応が必要な事項については、予算編成過程において検討予定。

## 5. 居住支援のあり方

### (1) 生活困窮者への居住支援

#### ②生活困窮者住居確保給付金

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の経済活動への影響下において講じられてきた特例措置等については、本来の制度目的との整合性やその効果等も踏まえつつ、そのあり方について検討していくこと。
- 現行の支給要件等についても、制度目的等を踏まえつつ、本給付金の自立支援の機能強化等を図る観点から、支給対象者を「離職・廃業後2年以内」であることとする要件や、収入要件への該当性等を判断するための収入の算定方法における児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のためになされる給付の取扱いについても、見直しを検討していくこと。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (住居確保給付金の実施状況)

- 支給決定件数は約2万4千件（令和4年度速報値）。前年度に比べて減少しているものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大以前（令和元年度：約4千件）と比べると、依然として高い水準。

###### (住居確保給付金の機能強化)

- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう、以下の見直しを実施（令和5年4月1日施行）。

###### <コロナ特例の見直し>

- ・ 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- ・ 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
- ・ 最大9か月の本則による再支給について、解雇された者だけでなく、新たに「シフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者」も対象とし、コロナ特例による3か月の再支給は終了（他方、就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする）

###### <その他の見直し>

- ・ 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- ・ 求職活動要件について、自営業者等の場合は一定期間、ハローワークへの求職活動に代え事業再生のための活動でも可能とする

- ・ 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする（最長4年）

## 5. 居住支援のあり方

### (2) 生活保護における居住支援等

#### ① 保護施設

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成を制度化する方向で対応すること。あわせて、入所者の状態像に応じた支援やその機能の充実を図る観点から、例えば、施設における地域での就労等に向けた支援を促すことも考えられる。
- 利用者が少数の場合でも通所事業を使いやすくするとともに、通所事業の中で、施設退所者に加えて地域で居宅生活を営む被保護者も支援する際の、定員の上限割合を緩和する方向で対応すること。
- 救護施設等については、精神疾患や依存症等の対応が難しいケースへの支援を実践している中、より専門性の高いスキルが求められており、救護施設職員等への研修の実施等、支援の質を向上させる取組を充実させるべき。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (調査研究)

- 救護施設等における個別支援計画作成の制度化に向けて、作成の手法等に係る調査研究を実施している。また、同調査研究において、救護施設職員等への研修項目について研究を実施。

###### (令和6年度概算要求における対応)

- 救護施設及び更生施設入所者の地域移行の推進を図るための予算を要求。

## 5. 居住支援のあり方

### (2) 生活保護における居住支援等

#### ② 無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、居宅移行支援

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 無料低額宿泊所については、無届の事業者に対する届出義務の履行の確保を強化するため、有料老人ホーム等の例も参考としつつ届出義務違反に罰則を創設するなどの対策を講じる方向で検討していくこと。
- 日常生活支援住居施設については、引き続き、無料低額宿泊所を運営する事業者や自治体に対する制度の周知・理解を促進する取組や、日常生活支援住居施設の支援の質の向上を促進する取組が重要であり、研修の機会を確保すること。その際、都道府県の役割について検討すること。
- 生活困窮者一時生活支援事業（シェルター事業）については、事業利用していた生活困窮者が、保護の受給を開始し居住場所を確保するまでは、事業を継続して利用することができることについて改めて明確化していくこと。その際、関係機関の役割分担についても整理していくこと。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### （無料低額宿泊所に係る対策）

- 無届の無料低額宿泊所への対応について、自治体へのヒアリングを実施。当該ヒアリング結果や、令和4年度の無届の無料低額宿泊所に対する調査研究の結果等を踏まえ、無届の無料低額宿泊所に対する罰則の創設を含めた対策の在り方について検討。

###### （日常生活支援住居施設職員等の研修の実施）

- 日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等を受講対象とした資質向上のための研修を令和3年度から実施しており、今年度も引き続き実施する。その際、日常生活支援住居施設の運営にあたっては保護の実施機関との連携が必要であることから、自治体職員が参加可能であることを再度周知する。

###### （一時生活支援事業と生活保護制度との関係）

- 「一時生活支援事業の手引き」（「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）別添4）で一時生活支援事業と生活保護制度との関係について示しているところであり、各種会議等で再度周知することを検討。



## 6. 被保護者健康管理支援事業・医療扶助

### (1) 被保護者健康管理支援事業

#### 【中間まとめで示された検討事項】

- 被保護者健康管理支援事業については、各地域の実情に応じて、効果的・効率的な実施体制を構築すること。その際、ケースワーカーのみで支援を行うのではなく、他制度や関係機関との連携や協働も進めていくこと。
- PDCAサイクルに沿った事業展開とするために、EBPMの観点からの事業の推進を図っていくことが重要。このため、データ分析や事業評価の局面でも、保健医療分野の専門的人材の確保が重要であるが、それが困難である場合であっても、保健部局との具体的な連携強化を図るとともに、保険者として保健事業等に取り組む国民健康保険部局等との連携も推進していくこと。  
その上で、福祉事務所でのデータに基づく取組を一層推進するために、都道府県が、管内福祉事務所の実施状況を踏まえて、後方支援（データ分析支援、評価支援等）を行う方向で対応すること。
- 被保護者自身の健康意識や自尊感情の改善が図られるよう、周辺施策を含めた社会生活面のアプローチを強化することが重要であり、専門職による相談支援や居場所づくりも含む社会生活面に着目した支援も進めていくなど、事業の機能強化を図る方向で対応していくこと。
- 生活保護世帯の子どもに対する健康管理支援についても、子どもの学習・生活支援事業等既存の子どもを対象とした取組等との連携により健康課題を把握した上で医療機関の受診勧奨等を実施するなど、親も含めた世帯全体の支援の観点も含め、関係施策と連携しながら、健康増進に係る普及啓発、相談支援、受診勧奨等の取組を推進していくこと。

#### 【検討事項への対応状況等】

##### （令和5年度社会福祉推進事業における調査研究）

- 都道府県がデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進し、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、健診・医療等情報を「見える化」するための分析支援ツールの開発及びデータ活用マニュアル作成に向けた調査研究を実施中。こうしたデータ分析結果等も活用して他制度や関係機関との連携も進めていくことを検討。

##### （被保護者健康管理支援事業の機能強化等）

- 社会福祉推進事業及び厚生労働科学特別研究事業の研究結果等を踏まえ、被保護者健康管理支援事業の手引きを改正し、子どもとその養育者への健康生活支援の取組事例や、被保護者の健康・受療・社会生活の各面の情報を収集する新しいフェイスシートの項目例と活用方法を紹介すること等を検討中。

○ 頻回受診者の背景として、社会的孤立や精神的不安に起因する者も多いこと等も踏まえ、頻回受診指導から法に基づく指導・指示が行われる前段階として、居場所づくりなどの相談支援を充実するなどの被保護者健康管理支援事業の機能強化を図ることを検討中。

## 6. 被保護者健康管理支援事業・医療扶助

### (2) 医療扶助の適正化

#### 【中間まとめで示された検討事項】

- 頻回受診未改善者を被保護者健康管理支援事業による保健指導・生活支援の対象に位置づけ、医療機関以外の多様な居場所につながることも含めて、頻回受診指導から健康管理支援への切れ目のない対応を行っていく必要。  
また、オンライン資格確認で把握できる資格確認の実績（ログ情報）を活用して、受診行動が習慣化してしまう前に、早期からのアプローチを行っていくこと。
- 重複・多剤服薬者に対する医薬品の適正使用に係る取組について、福祉事務所が、医師・薬剤師等の医療関係者と連携の上、健康増進の観点と医療扶助の適正実施の観点から推進していくこと。
- 精神障害者等の長期入院患者の退院促進については、引き続き、精神保健福祉部局や居住支援関連機関、保護施設との連携等、退院や地域移行に向けた継続的な支援体制の構築に努めていくべき。

#### 【検討事項への対応状況等】

##### （頻回受診未改善者への支援）

- 頻回受診者の背景として、社会的孤立や精神的不安に起因する者も多いこと等も踏まえ、頻回受診指導から法に基づく指導・指示が行われる前段階として、居場所づくりなどの相談支援を充実するなどの被保護者健康管理支援事業の機能強化を図ることを検討中。【再掲】

##### （通知の発出・周知等）

- 令和5年3月の社会・援護局関係主管課長会議において、医療扶助における重複投薬・多剤投与の適正化の取組について説明するとともに、「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」（令和5年3月14日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、重複投薬・多剤投与者に対する医薬品の適正使用のための取組の推進や、その際の医療関係者との連携について、自治体に依頼。

##### （令和6年度概算要求における対応）

- 医療扶助のオンライン資格確認導入のためのシステム改修を進めており、令和6年度予算の概算要求において、オンライン資格確認システムの仕組みを活用した頻回受診の傾向がある者への早期の助言等のモデル実施に係る予算を要求。

○ 多剤投薬の適正化に向けた支援強化の取組や、精神障害者等の長期入院患者の退院促進に係る相談支援、退院先の確保・調整等について、支援に必要な予算を要求。

## 6. 被保護者健康管理支援事業・医療扶助

### (3) 医療扶助に関する都道府県等の関与

#### 【中間まとめで示された検討事項】

- 医療扶助における都道府県のガバナンス強化を図るため、都道府県が広域的な観点から、市町村に対して取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行えるようにしていくこと。
- 現行の医療扶助審議会の機能や構成員を見直し、都道府県の医学的な専門知識を補い、広域的な観点から管内市町村に対する必要な助言その他の援助を行うための会議体を都道府県に設置する方向で検討していくこと。
- 市町村への支援機能を都道府県が十分に果たすことができるよう、国としても、好事例の把握やその横展開等、都道府県に対する支援に取り組むこと。
- 都道府県等の医療機関への関与についても、専門性を有する関係者の意見も踏まえつつ、指導対象となる医療機関等について、頻回受診者が多いこと等も考慮して選定することが必要。また、対象医療機関への指導結果の内容等から留意すべき点を整理し、管内医療機関に対する周知を進めていくこと。

#### 【検討事項への対応状況等】

##### (令和5年度社会福祉推進事業における調査研究)

- 都道府県がデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進し、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、健診・医療等情報を「見える化」するための分析支援ツールの開発及びデータ活用マニュアル作成に向けた調査研究を実施中。【再掲】

##### (都道府県による市町村への支援)

- 新たな会議体の在り方、都道府県が行う管内市町村への後方支援の役割等について、自治体等の意見や都道府県の事務負担等も考慮しつつ、検討中。

##### (令和6年度概算要求における対応)

- 医療扶助等の実施に係るデータ分析支援ツール及びマニュアルを活用して都道府県職員向け研修を実施するために必要な予算を要求。

**(都道府県等による医療機関への関与)**

- 都道府県等による個別指導の対象医療機関の選定に当たって総合的に勘案する項目として、頻回受診者が多いこと等の適正な制度運営に係る観点も設定するとともに、その指導結果については、各医療機関に対して周知を行う等の「見える化」を図ることを検討中。

2. 就労支援のあり方 (2) 被保護者に対する就労支援 ① 就労支援
3. 家計改善支援等のあり方 (2) 被保護者に対する家計改善支援等
5. 居住支援のあり方 (2) 生活保護における居住支援等 ② 無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、居宅移行支援 (一部)
7. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

#### 【中間まとめで示された検討事項】

- より多くの被保護者が被保護者就労準備支援事業による支援・被保護者家計改善支援事業による支援・地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を受けられるようにする必要がある。また、制度をまたいだ本人に対する支援の継続性・一貫性の確保や、地域の支援資源の有効な活用の観点から、生活困窮者自立支援制度との連携を進めていくこと。
- こうした観点を踏まえ、被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業・地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を行う事業について、任意事業として法定化するとともに、これら事業に代えて、生活困窮者就労準備支援事業等の中で被保護者も支援できるようにする方向で検討を進めていくこと。
- その際は、保護の実施機関が公的責任に基づいて被保護世帯の自立を一貫して支援することができるよう、ケースワーカーによる事業の対象となる者の選定、利用期間中のフォローアップや評価等、保護の実施機関の関与が担保されるようにすることが重要であり、その方策や運用上の留意点等を含めて、制度化に向けて更に検討を進めていくこと。
- 地域の実情に応じて両制度で連携して研修を実施するなどにより、相互理解を深めながら「重なり合う支援」を進めていくこと。

#### 【検討事項への対応状況等】

##### (両制度の一体的な支援・連携の推進)

- 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業・地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を行う事業について、任意事業としての法定化や、これらの事業に代えて、生活困窮者就労準備支援事業等の中で被保護者も支援できるようにする具体的方法、留意点等を検討中。

##### (令和6年度概算要求における対応)

- 生活困窮者の就労支援員・就労準備支援員向け研修と被保護者の就労支援員・就労準備支援員向け研修を一体的に実施するために必要な予算を要求。

## 8. 生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等

### 【中間まとめで示された検討事項】

- 生活困窮者自立支援制度における、多様で複合的な生活困窮者の課題について広く受け止める包括的な支援の実践は、地域共生社会の実現や重層的支援体制整備事業の重要な基盤となりうるもの。そのため、地域共生社会の実現に向けた理念の共有や、伴走型支援の実践等を通じ、これらの取組とより一層の連携を進めていくこと。また、子育て施策や特定の属性・状況に着目した近年の支援策について、自立相談支援機関等が各種支援策の状況をリアルタイムで把握し、自治体の児童福祉所管部局や民生委員・児童委員等のそれぞれの関係機関等にも生活困窮者自立支援制度を周知することで、相互の支援や適切なつなぎに活用していくこと。
- あわせて、地域共生社会の実現に向け、属性・世代にとらわれない、他分野の支援機関や地域住民等との協働を更に進めた地域づくりが重要であることから、生活困窮者の孤独・孤立の予防、健康づくりにも資するよう、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等と連携しながら、自立相談支援機関が主体的にその地域における居場所づくりや社会参加への支援を進めていくこと。

### 【検討事項への対応状況等】

#### （こども施策との連携の推進）

- こども家庭庁の設置（令和5年4月）も踏まえ、生活困窮者自立支援制度の各種事業と、「こども家庭センター」などのこども施策との連携を促す通知を发出（令和5年8月25日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課長、家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）。【再掲】

#### （健康増進施策との連携の推進）

- 「健康日本 21（第三次）」（※）に係る基本方針（令和5年厚生労働省告示第207号）に、「健康増進の取組の推進に当たっては、国と地方公共団体のいずれにおいても、生活困窮者自立支援を含む様々な分野における取組と積極的に連携することが必要である」旨を記載。これを受け、生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携を促す通知を发出（令和5年6月26日付け厚生労働省健康局健康課長、社会・援護局地域福祉課長通知）。  
※ 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第207号）に基づき推進される国民健康づくり運動。令和6年度より第三次の計画期間が開始される。



## 9. 支援を担う体制づくり、人材育成等

### (1) 生活困窮者自立支援制度における自治体支援及び人材育成

#### ①都道府県や中間支援組織等による自治体支援 ②人材養成研修

#### 【中間まとめで示された検討事項】

- 国の自治体コンサルティングや都道府県による支援の実施とともに、支援員同士や関連施策の支援員等とのネットワークの構築を推進すること等により、支援員に向けた支援を強化することについて、引き続き検討すること。
- 福祉事務所未設置町村においては、相談窓口へのアクセスを容易にする観点から、引き続き一次的な相談窓口の設置等の窓口機能の充実を推進していくこと。
- 国において標準的な研修内容や教材等を周知するなど、都道府県研修の実施を更に推進する方向で対応すること。一方で、法の理念等の制度の基盤となる内容については、今後も国が責任をもって実施すべきといった意見もあることから、人材養成研修における国と都道府県の役割分担についても整理。
- 現在行われていない、現任者を対象とするステップアップ研修や、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設ける方向で対応。さらに、ゲートキーパー研修との連携等、個別テーマの研修についても充実していくこと。
- 生活保護制度との連携強化を図る観点から、研修等の実施により、両制度の関係者同士で相互理解を深めることが重要。

#### 【検討事項への対応状況等】

##### (令和6年度概算要求における対応)

- 下記を行うための必要な予算を要求。
  - ・ 現任者向けステップアップ研修のカリキュラム作成及び専門人材の育成のための体系的なキャリアラダーの開発
  - ・ 全都道府県において研修が実施される体制を整備するため、研修企画チームの立上げや、支援員に向けた支援機関としての中間支援組織立上げの支援強化
  - ・ 一時生活支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の初任者向け人材養成研修の新規実施
  - ・ 生活困窮者の就労支援員・就労準備支援員向け研修と被保護者の就労支援員・就労準備支援員向け研修の一体的実施【再掲】

## 9. 支援を担う体制づくり、人材育成等

### (2) 生活保護における都道府県等の役割等

#### ① 都道府県等の役割、②人材養成研修

##### 【中間まとめで示された検討事項】

- 都道府県による市町村に対する援助のあり方等については、特に医療扶助・健康管理支援の分野での取組を深めていく必要。
- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対する支援に対応するため、ケースワーカーや査察指導員の専門性を高める必要。  
ケースワーカーや査察指導員のレベルアップを通じて業務の質と効率を高めるためには、国が研修モデルを提示したり研修素材を継続的に提供したりするなど、研修等の効果的・効率的な実施を図ること。同様に、救護施設等保護施設や、日常生活支援住居施設でも、支援の質の向上が必要。  
また、生活困窮者自立支援制度との連携強化を図る観点から、研修等の実施により、両制度の関係者同士で相互理解を深めること。

##### 【検討事項への対応状況等】

###### (令和5年度社会福祉推進事業における調査研究)

- 都道府県がデータ分析に基づくPDCAサイクルによる取組を推進して、管内市町村に対する必要な後方支援ができるよう、健診・医療等情報を「見える化」するための分析支援ツールの開発及びデータ分析用マニュアル作成に向けた調査研究を実施中。【再掲】

###### (人材養成に係る取組)

- 平成30年度社会福祉推進事業における「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」を踏まえて作成した研修モデルや研修素材について、作成後の制度改正の内容や自治体における取組状況等も踏まえて、見直しを行う方向で検討。
- また、救護施設職員等への研修項目について調査研究を実施。
- 日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等を受講対象とした資質向上のための研修を令和3年度から実施しており、今年度も引き続き実施する。その際、日常生活支援住居施設の運営にあたっては保護の実施機関との連携が必要であることから、自治体職員が参加可能であることを再度周知する。【再掲】

**(令和6年度概算要求における対応)**

- 医療扶助等の実施に係るデータ分析支援ツール及びマニュアルを活用して都道府県職員向け研修を実施するために必要な予算を要求。【再掲】
- 生活困窮者の就労支援員・就労準備支援員向け研修と被保護者の就労支援員・就労準備支援員向け研修を一体的に実施するために必要な予算を要求。【再掲】

## 9. 支援を担う体制づくり、人材育成等

### (3) 居住地特例

#### 【中間まとめで示された検討事項】

- 居住地特例の対象について、地域の公平な負担の観点、実務を行う上での分かりやすさの観点を踏まえると、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入所者全体に拡大する方向で検討する必要がある。その際、入所施設の介護支援専門員等との連携を図ることが重要である。

#### 【検討事項への対応状況等】

- 対象範囲を特定施設入所者全体に拡大する方向で検討中。その際、介護支援専門員等との連携も含め、遠方の入所施設に入所する被保護者への支援の方策について検討を進めている。

## 9. 支援を担う体制づくり、人材育成等

### (4) 生活保護の不正受給対策、(5) 生活保護の効果的・効率的実施

#### 【中間まとめで示された検討事項】

- 制度の信頼性を確保する観点から、複数の福祉事務所で保護を受給する不正事案の発生を未然に防止するため、業務の負担にも留意しつつ、住民票上の住所地と異なる自治体で保護申請があった場合、状況に応じて住民票所在自治体に保護受給確認をする方向で対応するといった対応を講じていく必要。
- マイナンバー情報連携等、ICT等の活用は、生活保護費の不正受給の未然防止・早期発見を図る観点から重要であり、マイナンバー情報連携がより積極的に活用されるよう、福祉事務所等に対して改めて周知を行っていくこと。また、不正受給の未然防止や早期発見により不正受給が減少することによって、結果的に生活保護に関する偏見の是正にもつながることから、ICT等の活用を含め、引き続き不正受給の減少のための取組をより進めていくこと。
- マイナンバー情報連携について、これまで厚生労働省が発出した通知等の内容を分かりやすく整理した上で、福祉事務所に対して改めて周知を図るとともに、域内の自治体での情報照会の実施状況の把握や、情報照会に関する研修を実施するなどの支援を行うよう、都道府県に対して改めて周知を図っていくこと。

#### 【検討事項への対応状況等】

##### (オンライン資格確認の活用)

- 令和5年度中に開始する医療扶助のオンライン資格確認における資格重複チェックの仕組みを活用し、複数の福祉事務所で保護を受給する不正行為を防止する方向で検討中。

##### (通知の発出)

- 「生活保護事務におけるマイナンバー情報連携の積極的活用及び公金受取口座を活用した保護費の支給の実施等について（周知）」（令和5年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を発出し、生活保護事務におけるマイナンバー情報照会に関する既存の通知の整理及び再周知を実施。

##### (令和5年度社会福祉推進事業における調査研究等)

- 福祉事務所等におけるマイナンバー情報照会の活用支援に関する調査研究を実施し、令和5年度中に、自治体での生活保護業務におけるマイナンバー情報照会の活用促進に向けた都道府県の研修素材やマニュアルを作成し、周知を実施予定。